

令和8年9月30日

総務部長 武富 将志
(契約監理課取扱い)

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、9月30日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

1 決定内容

指名停止業者名（本社所在地）	指名停止期間
株式会社大林組 （東京都港区港南二丁目15番2号）	令和8年10月1日 ～令和8年11月30日 （2か月）

2 理由

前記の事業者は、共同企業体の代表者として請け負った山梨県南巨摩郡富士川町におけるトンネル新設工事において、令和6年12月25日、鰺沢労働基準監督署による立ち入り検査を受け、同年10月4日に発生した作業員に対する労働災害発生状況に関して虚偽の陳述をした。

この件について、令和8年3月24日、鰺沢簡易裁判所から同社及び同社の社員2名が労働安全衛生法違反で略式命令（いずれも罰金20万円）を受け、その刑が確定している。

当該事実が、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和8年7月24日に関東地方整備局長から指示処分を受けた。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第13号（建設業法違反行為）に該当する。